

ファイナンシャルプランナーより、
お役立ち情報をお知らせいたします

FP 通信

2022年2月 第33号

発行

ベイヒルズ 税理士法人

〒221-0052

横浜市神奈川区栄町1-1 KDX横浜ビル6階

TEL:045-450-6701 FAX:045-450-6706

HP: <https://www.bayhills.co.jp>



2022年 iDeCo が改正されます。

税

iDeCo とは

iDeCo とは、2001 年からスタートした個人型確定拠出年金のことで、毎月掛金を支払って、投資信託や年金保険などで運用し、自分自身で老後の年金を積み立てていくとても有効な制度です。加入者は年々増え続け、2021年11月現在では224万人を超えています。



iDeCo のメリットは

iDeCo には 3 つの税金のメリットがあります。

- ① 掛金全額が所得控除の対象
- ② 運用益が非課税
- ③ 年金または一時金を受け取る時の税の優遇

2022年 iDeCo が改正

これらのメリットを活用し、自分年金を作る有効な制度として注目されている iDeCo ですが、2022 年に制度の変更が予定されています。

iDeCo の主な改正内容

2022 年から改正される主な内容は以下の 3 つです。

- ① 受給開始時期の選択肢の拡大
- ② 加入可能年齢の拡大
- ③ 企業型確定拠出年金加入者の加入条件緩和

受給開始時期の選択肢の拡大

(4月1日施行)

2022 年 4 月から iDeCo の受取り開始年齢時期が 75 歳まで延長されます。現在、iDeCo の受取り開始年齢は、60 歳から 70 歳までですが、それが 60 歳から 75 歳まで延長になるため、老齢給付金を受取るタイミングが選びやすくなります。また、iDeCo は受給開始までは非課税で運用することができるので、受取るまで非課税で運用できる期間が 5 年増えるのもメリットです。

ただし、75 歳になると年金受取ができなくなるので注意してください。また、運用している期間は口座管理手数料がかかり続けますので、手数料以上の運用をしないと目減りすることも頭に入れておいてください。



加入可能年齢の拡大 (5月1日施行)

2022 年 5 月から iDeCo の加入可能年齢が 5 年延長になり、65 歳未満なら加入できるようになります。

ただし、60 歳以上で加入できるのは、第 2 号被保険者である会社員・公務員または国民年金の任意加入者です。(基本的に第 1 号被保険者である自営業やフリーランス、第 3 号被保険者である専業主婦(夫)などは、従来通り 60 歳未満となります。)



企業型 DC 加入者の加入の条件緩和 (10月1日施行)

企業型確定拠出年金加入者が iDeCo に加入しやすくなります。改正後は、労使合意の規約や事業主掛金の上限の引下げがなくても、全体の拠出限度額から事業主掛金を控除した残余の範囲内で加入できるようになります。

iDeCo 改正後のプランニング

長い老後のためにも、法改正された iDeCo で将来に向けて備えましょう。

より合理的に受け取るためには、60 歳前に、iDeCo や公的年金だけでなく、会社の退職金や小規模企業共済といった他の老後資金となる制度も合わせて、いつからどのような形で受け取るかいくつかのパターンを比較検討してみることがオススメです。受け取る順番、タイミングによって税金を減らすことができる場合があります。

その際には、税金や社会保険料負担の額だけでなく、60 歳以降、どのような暮らしを送りたいかをよく考えてトータル的に見て、より良いプランをご検討ください。



現在と将来のお金のことを考えてみませんか。気になることがある方は、お気軽にファイナンシャルプランナーまでお問合せ下さい。

連絡先：ベイヒルズ税理士法人 FP 課 兒玉 045-450-6701